

資料編

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会（区民会議のあり方の検討を含む）について

資料1

1 概要

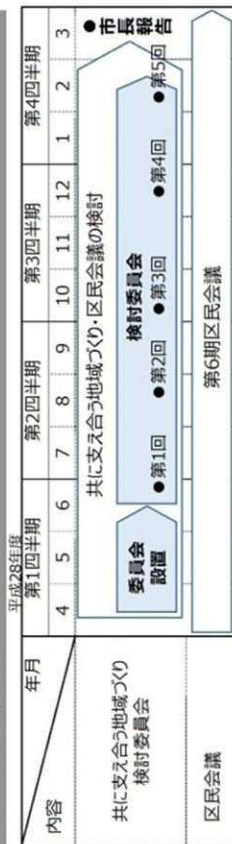
川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会

- (1) 趣旨
川崎市附属機関設置条例を改正し、平成28年度から、区における共に支え合う地域づくりの仕組みに関して調査審議する「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」（以下「委員会」という。）を附属機関として位置付けるもの。
- (2) 委員会の所掌事務
「区役所改革の基本方針」に基づき、「区における課題の解決を図るための市民が共に支え合う地域づくりの仕組みに関して調査審議」する。
- (3) 委員会の構成・任期
○構成
市民同士がお互いに支え合い参加と協働による地域課題の解決が図られる地域づくりのために必要な、地域での「顔の見える関係づくり」や地域コミュニティ形成といった、「区役所改革の基本方針」における地域づくりに向けた取組と区民会議との関係を含めて検討していくことから、5人以内の学識経験者と市民で構成する。

- ア 学識経験者
伊藤 正次氏 首都大学東京大学院社会科学部研究科教授 (50歳頃)
中村美安子氏 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科准教授
名和田晃彦氏 法政大学法学部教授
岡倉 進氏 (麻生区在住)
佐藤 利枝氏 (宮前区在住)
- イ 公募市民

- 任期
委嘱された日から当該年度の属する年度の末日までとする。

2 スケジュール



平成29年度（仮称）川崎市共に支え合う地域づくり推進ビジョン策定

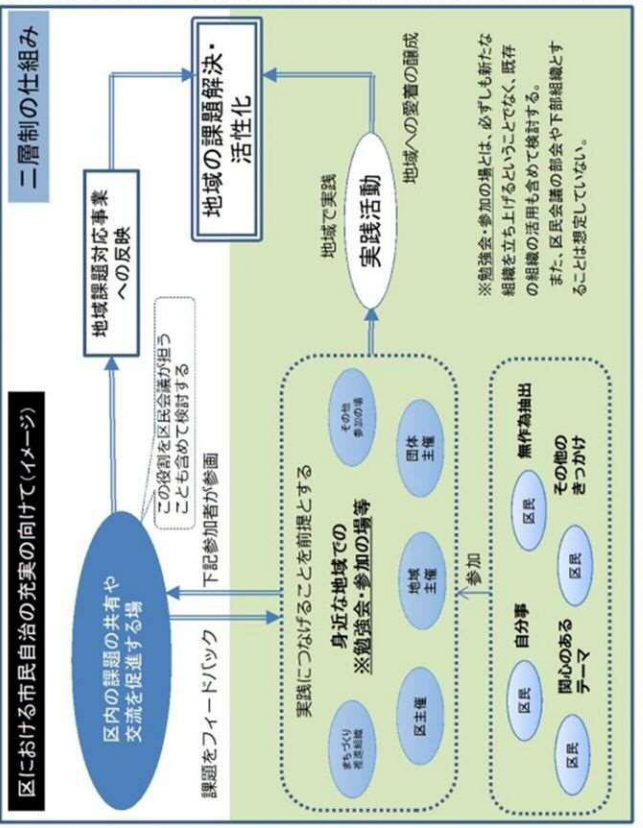
検討委員会の議案内容（全5回）※現時点での想定案

- 第1回（6月23日（木）17時～）
 - ・区役所改革の基本方針に基づく「共に支え合う地域づくりに向けて」全体イメージの共有
 - ・区民会議について
 - ・まちづくり推進組織について
- 第2回（8月）
 - ・地域づくりと地域包括ケアについて
- 第3回（10月）
 - ・「共に支え合う地域づくり」における区民会議、まちづくり推進組織の役割・あり方①
- 第4回（12月）
 - ・「共に支え合う地域づくり」における区民会議、まちづくり推進組織の役割・あり方②
- 第5回（2月）
 - ・「共に支え合う地域づくり」報告書取りまとめ

3 これまでの議論を踏まえた方向性（案）

- ◆平成25年度に第4期自治推進委員会が実施した自治基本条例に基づく総合的な評価において、区民会議については、「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」、「委員の役割や任期、参与の位置付け等区民会議のしくみ自体の整理」などが必要であると提案されたこと等を受け、区民会議のあり方の検討を開始した。
- ◆平成27年9月4日「第3回川崎市行政改革に関する計画策定委員会」のあり方検討部会において、学識経験者より、今後の区民会議のあり方について、**小さな単位でコミュニティレベルの仕組み、二層制の仕組み、自分が参加することで自分事の問題として解決できること**といったキーワードが出され、平成28年度においては、第6期区民会議を参加の拡充の取組を推進し運営することと並行し、その後の区民会議については、平成28年3月に策定された「区役所改革の基本方針」に掲げる「めざすべき区役所像」のうち「共に支え合う地域づくりを推進する区役所」の実現に向け、「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」を設置し、**区における市民自治の充実の観点から区民会議のあり方を含めて検討していくこととした。**

「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」においては、区における市民自治の充実の観点から、「区役所改革の基本方針」を受け推進していく「地域づくりに向けた取組」の中で、区民会議が担う役割を中心として、各区における中間支援機能構築に向けた動きやまちづくり推進組織の役割を含め、「協働・連携の基本方針」を受けた取組や「地域包括ケア」の動きを見据えながら地域の課題解決・活性化につなげる「共に支え合う地域づくり」について検討していく。



※勉強会・参加の場とは、必ずしも新たな組織を立ち上げるということではなく、既存の組織の活用も含めて検討する。また、区民会議の部会や下部組織とすることは想定していない。

第5期(平成26～27年度)各区区民会議の委員構成等について

資料3

	全体会議 開催回数 (年)	開始月	委員の内訳													備考						
			公募委 員数	区長 推薦	推薦団体																	
					安全・安心 まちづくり 推進協議会	交通安全 対策 協議会	保護司会	PTA 協議会	文化協会	社会福祉 協議会	町内会 連合会	商店街 連合会	子ども会 連合会	老人クラブ 連合会	自主防災 組織連絡 協議会		民生委員 児童委員 協議会	医師会	子育て ネットワーク	地域教育 会議	その他団体	
川崎区	4回	4月	4人	4人	○		○	○	○	○	○	○	○				○			歴史ガイド協会、TMO協議会		
幸区	3回	7月	4人	2人		○		○	○	○	○	○	○	○	○				○		日吉のわっ、OCさいわい	
中原区	4回	7月	4人	3人	○				○	○	○	○	○	○			○			ボーイズ&ガールスカウト協議会、 エリアマネジメント協議会、川崎 中原工場協会、市民健康の森を 育てる会、川崎地域連合(中原 地区連合)		
高津区	3～4回	7月	5人		○	○				○	○	○5人					○	○	○	「エコシティたかつ」推進会議、た ちばな農のあるまちづくり推進会 議、観光協会	町連からの推薦及 び公募については 高津地区、橋地区に 分けて選出	
宮前区	4回	4月	2人	4人	○2人					○	○	○2人	○				○		○	スポーツ推進委員会、グリーン フォーラムみやまえ世話人会、 宮前情報ラボ		
多摩区	3回	7月	4人	1人	○					○	○	○	○				○			観光協会、防犯協会、3大学連携協 議会、かわさきかえるプロジェクト、交 通安全協会、登戸土地区画整理事業 まちづくり推進協議会、子ども総合支 援連携会議		
麻生区	4回	7月	5人	8人						○	○	○							○	里山フォーラムin麻生、せれサ川 崎農業共同組合、防火協会		

1 まちづくり推進組織の成り立ち

まちづくり推進組織は、平成5年から平成9年にかけて各区において策定された「区づくり白書」※の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政のパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりを目指すことも目的として、それまで各区において設置されていた「区民懇話会」を発展的に解消する形で平成12年度までに各区に設置された組織である。



※「区づくり白書」とは…各区において、①区の現状の課題の把握②問題点の抽出③それに対する対策④区の望ましい将来像⑤将来像を実現するための提案から構成された区民相互の合意形成のうえで区民と区の共同によって作成された報告書

2 区民会議との関係性

平成17年に自治基本条例が施行され、区民会議が施行されたことにより、平成17年4月から試行的区民会議を開催し、翌平成18年度には川崎市区民会議条例が施行されたことにより、2年の任期により第1期区民会議がスタートした。区民会議は、条例によって、「区民の参加と協働による課題解決に向けた調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資する附属機関」であると位置付けられた。

この時点でのまちづくり推進組織と区民会議の関係性について、**まちづくり推進組織は「まちづくりの課題に実践的に取り組むことを目的として、市民の自主性により運営する団体」であり、両者の設置目的は、方向性として共通していると考えられることから、相互に連携していくことが望まれ、具体的には、委員の選出、専門部会での連携、課題の解決に向けた連携が考えられると整理された。**

3 区民会議開始後の運営

区民会議との関係性は前項のように整理されたが、区民会議が調査審議を行った課題をまちづくり推進組織が連携して実践するという流れには中々なりにくく、一部の事例を除けば、団体推薦として各区1～2名程度のまちづくり推進組織の委員が区民会議に参加するに留まった。

また、**市民活動支援指針が策定された平成14年頃から、あるいは区によって、区民会議スタートした平成18年頃から次第にまちづくり推進組織が中間支援機能を担う組織を意識して活動を進める傾向が見られた。**同指針が掲げる中間支援組織の必要性や、あるいは実践活動が行える組織と言えども、区の課題解決に向けた活動という点で区民会議と重複してしまいう部分もあると考えられることから、区によって事情が異なり全てではないが、中間支援組織としての位置付けを意識している区が多くなっている。

4 まちづくり推進組織の課題と今後

まちづくり推進組織が区民会議と大きく異なる点は、前者が各区における要綱により設置されているのに対し、後者は条例により位置づけられており、その運営方法が大きく異なることである。平成28年6月現在、まちづくり推進組織は全ての区にあるわけではなく、幸区役所及び麻生区役所については、別組織において市民活動の活性化を図ることで中間支援機能等を担うこととし、発展的解消を行ったために存在しない。そのため、現在、まちづくり推進組織は前述の2区を除いた5区に存在しており、その現状を調査するために平成28年5月下旬から6月上旬にかけて市民文化局コミュニティ推進部において5区の所管である地域振興課に対してヒアリングを行った。

その結果、予算や運営、課題等の詳細は別紙のとおりであるが、ほぼ中学校区に分けて町内会・自治会と連携しており運営が大きく異なる川崎区を除く4区において中間支援組織を目指していることが分かったが、中間支援機能の定義は明確には定められておらず、また、まちづくり推進組織が中間支援組織となると政策決定されているわけではない中で、今後、区における**中間支援機能についての検討を進める過程で、あるいは、区における地域づくりを考えたとときに、見直しを検討する区民会議との関係性を含めてそのあり方を整理していく必要があると考えられる。**

共通の課題

- 担い手の高齢化が進んでおり、メンバーの入れ替え等新陳代謝が進まない。
- 中間支援組織を目指したい事務局（区役所）側とプロジェクトとして具体的な活動をしたい委員（市民側）の温度差
- プロジェクト型にするメンバーは集まるが、自主的に活動している他の団体や市民提案型事業との公平性、公正性についての説明が難しくなっている。
- 組織を整理するにしても、組織で活躍している有能な市民の受け皿を考えると必要がある。
- 市民主体の活動と言っても、どうしても事務局の負担が多くなってしまう。
- 具体的にどこに向かえば良いか組織の最終目標がつかみづらい。

区によって異なる現状のスタイル

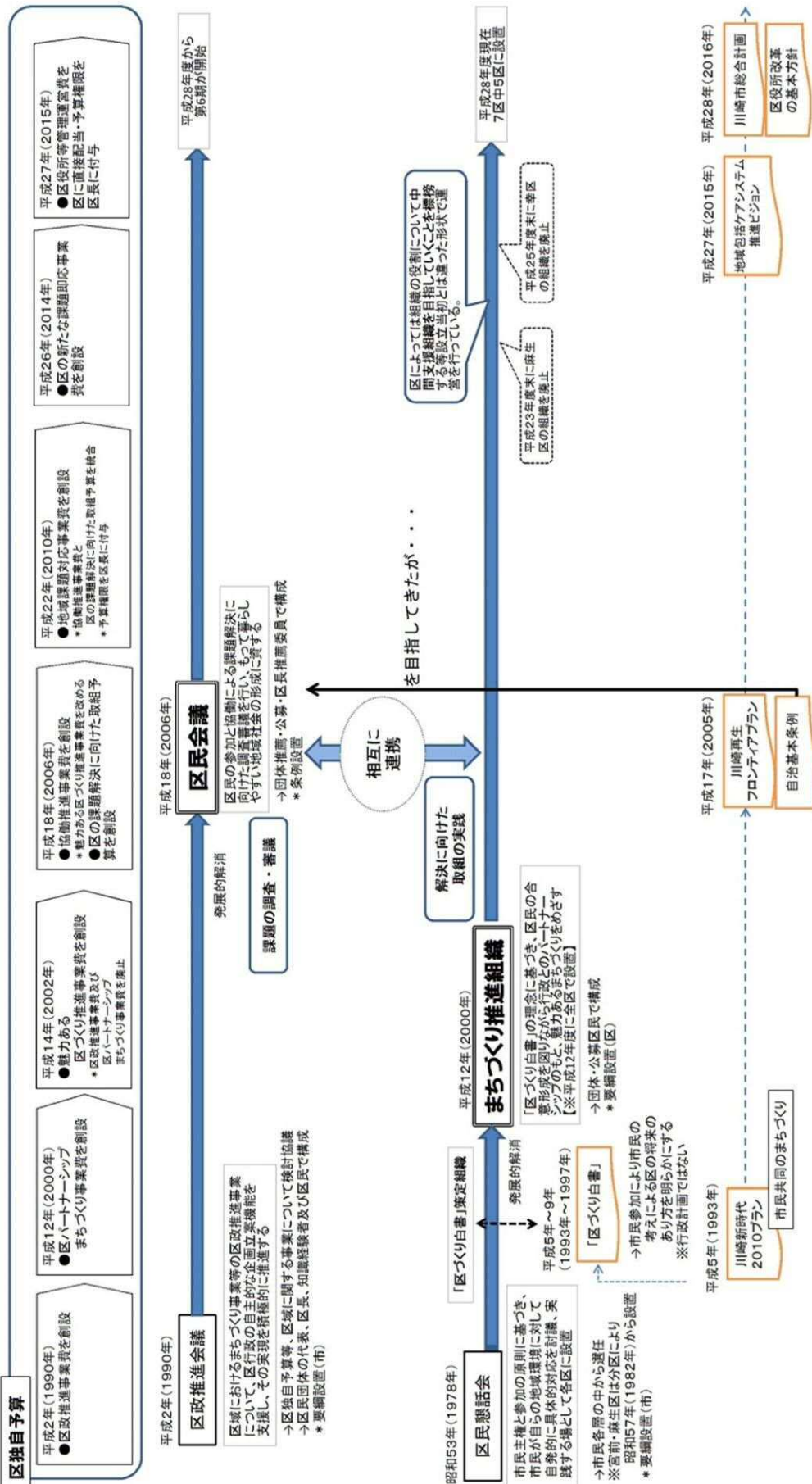
● 幸区・● 麻生区

別組織において市民活動の活性化を図ることや中間支援機能等を担うこととし、発展的解消を行ったため存在しない。

● C区 ● D区 ● E区 ● F区 ● G区

プロジェクト型
中間支援型
目指したい方向⇒

各区の区行政における市民参加の取組について



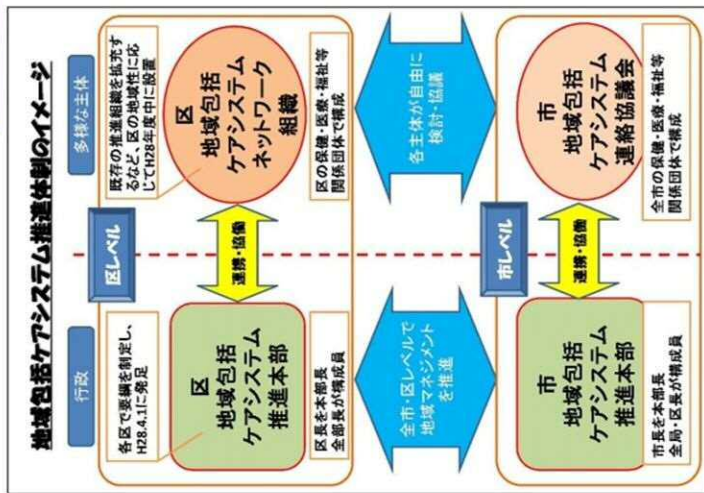
各区まちづくり推進組織一覧

[illegible]

・幸区は平成25年度末に、麻生区は平成23年度末にそれぞれまちづくり推進組織を廃止

平成28年度 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組について

資料4



《推進体制の年間スケジュール》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市本部推進会議		●第1回 5/10						●第2回(予定)			●第3回(予定)	
市連絡協議会					●第1回 8/24			●第2回 11/18			第3回 3/22	
区本部推進会議												
区ネットワーク組織												

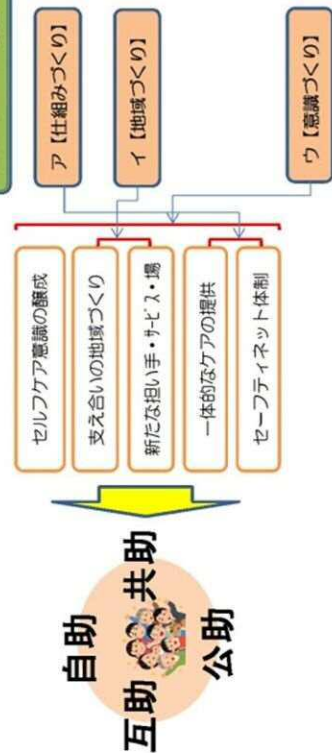
平成28年4月1日各区で設置。区ごとに案情に応じて開催

既存の多様な会議・ネットワークを整理しながら、平成28年度中に設置する

《地域みまもり支援センターに関するこれまでの取組》

○4/4 地域包括ケアシステム推進キックオフ会議（場所：中原区役所）
目的：地域みまもり支援センターの設置を図るために開催
出席者：菊地副市長、伊藤副市長、健康福祉局長、こども未来局長、各区長
傍聴者：約250名参加（関係団体・市議会議員・報道機関・市職員）
○4/6～18 地域みまもり支援センター等職員向け研修（場所：各区役所）
目的：「地域みまもり支援センターの手引き」を中心とした説明
参加者：総勢312名参加（地域みまもり支援センター、保健福祉センター、関係部署の職員ほか）

《重点的な取組み》



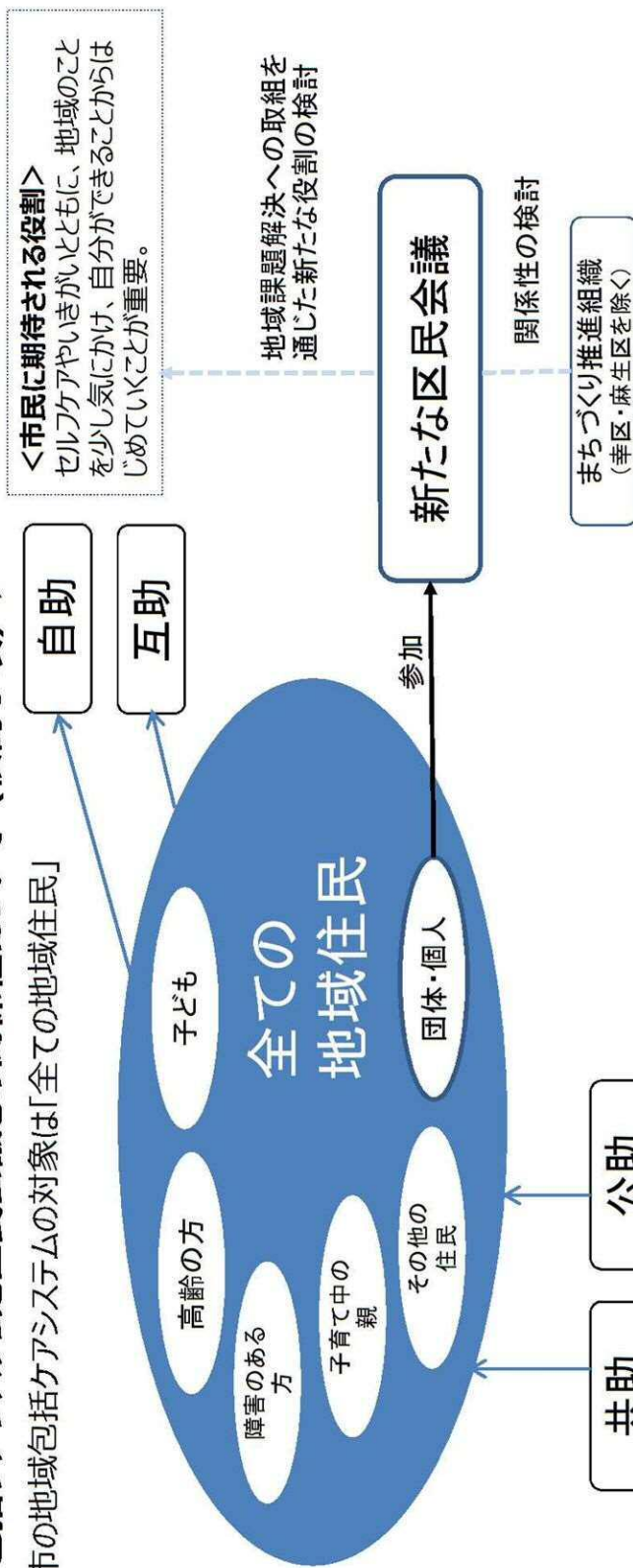
《効果的な広報戦略》

平成28年3月に本格稼働したポータルサイトの運用を含め、多様な媒体による効果的な広報・周知を展開していく。



＜地域包括ケアシステムと区民会議との関係性について（検討事項）＞

川崎市の地域包括ケアシステムの対象は「全ての地域住民」



＜行政に期待される役割＞

地域包括ケアのマネジメント役として、多様な主体との連携を図りながら、自助・互助の促進とともに、共助・公助の適切な提供による安心を創っていくことが重要。

※全ての地域住民が対象とされる地域包括ケアシステムに対して、区民会議がどのような役割を持ち自助、互助によって地域にフィードバックしていくか等の検討も必要と思われる。

第1回及び第2回での議論を踏まえ、第3回以降においては、「共に支え合う地域づくり」に向けて地域包括ケアシステムとの関係性を含めて、区民会議の具体的な見直し（新たな区民会議）及びまちづくり推進組織の役割について検討を進めていくこととします。

第3回検討委員会（10月）

検討①

第4回検討委員会（12月）

検討②

第5回検討委員会（2月）

報告書の取りまとめ

各区の「地域みまもり支援センター」における地区エリアの検討状況 平成 28 年 3 月 18 日現在

区 名	ブ ッ ク 数	地 区 数	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 数	地 区 社 協 数 ^{*1}	地 区 民 児 協 ^{*2}	中 学 校 区	地 区 人 口 (概数)	基本的な考え方
合 計	15	40	49	40	56	51		
中 央	1	2					44,000 人～53,800 人	・地区社協、地区民児協を基本とした。
川崎区								・川崎区エリアについては、幹線道路（新川通り）により、特に高齢者の生活圏が分かれていることを考慮した。
大師支所	1	2	9	10	10	10	36,500 人～37,800 人	・大師地区においては、人口、高齢化率等の均衡と生活圏を考慮した。
田島支所	1	2					24,700 人～28,200 人	・地区社協、地区民児協を基本とした。
幸区	2	5	6	7	8	5	20,800 人～40,200 人	・なお、人口数、高齢者数、要対協ケース数、出生数を考慮した。
中原区	2	9	6	5	9	8	19,600 人～36,600 人	・地区社協、地区民児協を基本とした。
高津区	2	4	7	4	7	5	41,200 人～70,300 人	・武蔵小杉地区については、小杉周辺の再開発によるコミュニティの形成等配慮した。
宮前区	2	7	7	7	8	8	24,000 人～40,800 人	・地区社協、地区民児協、高齢者人口、幼児人口及び包括支援センターを考慮する。
多摩区	2	5	7	5	8	7	32,300 人～48,000 人	・地区社協と地区民児協の地区割りを基本とした。
麻生区	2	4	7	2	6	8	32,000 人～59,000 人	・人口規模が大きい地域については、適正規模になるように考慮した。
								・地区社協を基本として、町会・自治会、地区民児協、包括支援センターを考慮した。
								・町会・自治会、地区民児協等の所管区域を考慮した。
								・乳幼児ケア、高齢者ケア等の経験者を適所配置して人材育成を考慮した。

各区の地区割りの検討状況について集約したもの

* 1 地区社協…地区社会福祉協議会 地域の福祉課題の解決のために住民同士が支え合うための任意団体

* 2 地区民児協…各地区で組織される民生委員児童委員協議会